

2020年8月27日

逗子市

**逗子市みどり基金条例の一部改正  
市が所有する緑地の保全を図ります**

令和2年逗子市議会第3回定例会に次のとおり提案します。

**●逗子市みどり基金条例の一部改正**

地球温暖化の進行や局所的豪雨など、倒木や崖崩れが多発している状況を踏まえ、緑地所有者の責務として緑地の保全を図り、市民の安全を守るため、市が所有する緑地の管理伐採等を行うにあたり、逗子市みどり基金の処分に関する規定を改正します。

**●緑地安全対策事業の補正予算案**

令和2年2～3月に実施した緊急点検等により早急に対応が必要な箇所について、災害防止対策として、倒木等の被害を最小限に留めるため、道路に隣接している市が所有する緑地法面の高木・支障木の伐採及び枝払い等を行う管理伐採を実施します。

【予算額】 管理伐採業務委託料 2,768万円

【実施時期】 令和2年10月から実施予定

本件に関するお問い合わせ先：

環境都市部緑政課 新倉・奥

電話：046-873-1111 内線 454